

令和3年度 野田市学童保育所入所案内

学童保育所（以下「学童」という。）は、野田市内の小学校に就学中の原則小学1年生から4年生までの児童が、放課後等に家庭での保育が困難な場合に保護者に代わって保育する施設です。

【申請方法】

入所希望月	受付期間（12/29～1/3 および土日、祝日を除く）	受付場所
令和3年4月	令和2年12月1日(火)～令和3年1月8日(金)	≪新規入所≫ ・野田市役所（児童家庭課） ・関宿支所 ・各出張所（中央・南・北） *受付時間 8:30～17:15 ≪継続入所≫ 利用中の学童でのみ受付
	☆休日窓口☆ 令和2年12月6日（日）、令和2年12月20日（日）	・野田市役所（児童家庭課） *受付時間 9:00～16:00
令和3年5月 ～ 令和4年3月	入所を希望する月の前月の10日まで ※10日が土日、祝日の場合は、直後の平日が締切日	・野田市役所（児童家庭課） ・関宿支所 ・各出張所（中央・南・北） *受付時間 8:30～17:15

- ・提出期限の厳守にご協力をお願いします。
- ・郵送申請不可。
- ・新規の場合、受付時に児童の健康状態等について聞き取りを行います。
申請者は児童の状態をよく把握している方をお願いします。



【4月継続入所】

現在利用中の学童でのみ受付。

12月1日（火）～1月8日（金）までに申請書等を指導員に提出してください。

【新1年生の申込み】

複数の学童がある小学校区において、新1年生は、申込み状況により、希望と違う学童に入所となる場合がございます。詳しくは5ページの「新1年生の入所について（抽選会のお知らせ）」をご覧ください。

【保育料の減免】

所得状況等により、保育料が減額になる場合がございます。詳しくは7ページの「令和3年度学童保育料の減免」をご覧ください。

野田市役所
ホームページ



【問合せ先】

野田市役所 児童家庭部 児童家庭課 子育て支援係
電話04(7125)1111(代) (内線)2176・2972・2996

I. 入所	☆ 受付期間と受付日時	表紙
	(1) 入所の条件・必要書類	P,1
	(2) 申請時の注意事項	P,2
	(3) 入所申請書の書き方	P,3
	(4) 入所決定後について	P,4
	(5) 学童を辞退または退所する	P,4
II. 新1年生の入所	(1) 新1年生の入所について（抽選会のお知らせ）	P,5～6
III. 保育料の減免	(1) 令和3年度学童保育料の減免	P,7～9
	(2) 減免申請書の書き方	P,10
IV. その他	(1) 学童の概要（保育料・スケジュールなど）	P,11
	(2) 児童の送迎について	P,11
	(3) 市内学童保育所一覧	P,12



ファミリー・サポート・センター(ファミサポ)登録のお願い

残業で急なお迎えが必要になった場合や、学童がお休みの日の預かり保育等に対応するため、ファミサポのご登録を学童の申請と合わせていただいております。

詳しくは児童家庭課または野田市ファミリー・サポート・センター（TEL：04-7126-5050）にお問い合わせください。

～申請時の基本的なかたち～

児童1名につき1セット必要です

保育料の減免希望の方
兄弟入所の方はこちらも提出
(7ページ参照)

入所申請書[Ⓐ]



就労証明書[Ⓑ]
など必要書類



ファミサポ未登録の方のみ

ファミサポ
登録申請用紙



減免申請書[Ⓔ]

1. 入所

(1) 入所の条件・必要書類

条件	入所基準	添付書類
① 就労	就労日数が週 4 日（月 16 日）以上かつ就労時間が 1 日 4 時間以上。	就労証明（申告）書【指定様式】⇒⑧ ※複数箇所では就労している場合は、すべての就労先分が必要
② 就学（学生）	就学日数が週 4 日（月 16 日）以上かつ就学時間が 1 日 4 時間以上	在学証明書及び時間割等（授業の日数、時間がわかるもの）。余白に入所希望学童及び児童名を記入してください。
③ 妊娠・出産	母親の出産により、児童の保育ができない場合 ※育児休暇中は入所不可 （入所期間） 出産予定日を含め前後 2 か月の合計 5 か月	出産予定のお子様の母子手帳の写し （母の氏名、分娩予定日の記載のあるもの）
④ 病気等	保護者が病気、負傷、心身の障がいにより、児童の保育ができない場合	診断書（身体障害手帳、療育手帳等を持っている場合その写し）と療養状況申告書【指定様式】⇒⑨ 療養状況申告書は、児童家庭課や関宿支所、各出張所にあります。
⑤ 病人等の介護	長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその介護に当たっており、児童の保育ができない場合	
⑥ 求職	求職により、児童の保育ができない場合 （入所期間）2 か月	求職活動申告書【指定様式】⇒⑩
⑦ 就労予定、就労して間もない場合	就労予定、就労して間もない場合 （入所期間）2 か月	就労証明（申告）書【指定様式】⇒⑧
⑧ その他	災害の復旧に当たっている、虐待、DV、その他市長が認める場合	入所申請の際にご相談ください。

児童 1 名につき 1 セットをご用意ください

◎ 入所申請書（入所児童 1 人につき 1 枚）⇒④

「野田市留守家庭学童保育所入所申請書」に記入してください。

※南部第二学童、南部第三学童に入所希望の方は「野田市放課後児童健全育成事業利用申請書」に記入。

◎ 添付書類

上表の入所基準に該当する書類を添付してください。

【5、6年生の入所】

児童家庭課にご相談ください。学童の利用が必要な児童は入所できます。

【特別な配慮を必要とする児童の入所】

入所を希望する児童に障がい、疾病等があり、特別な配慮を必要とする場合は、入所申請の際に必ず児童家庭課にご相談ください。



(2) 申請時の注意事項

- ・提出書類に不備がある場合は、受付できません。
- ・郵送での受付は行っていません。申請時に家族状況について確認させていただきます。児童の状況をよく把握している家族が必ず提出してください。
- ・入所申請書類に虚偽の記載や面接での虚偽の申立てがあった場合、証明書の内容が事実と異なっている場合は、入所後であっても退所していただくことになります。
- ・兄弟姉妹で学童に複数申請する場合、添付資料の証明書（就労証明、在学証明書）は、必ず1部は原本を添付し、それ以外の申請書にはコピーを添付してください。
- ・就労証明書のみ指定様式の項目をすべて満たしていれば、保育所、他市独自での様式でも可。
- ・書類は、楷書ではっきりとペンまたはボールペンで記入してください。（消せるボールペンは不可）
- ・入所申請受付後に、提出した書類の内容の確認や、新たな書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

【添付書類についてよくある質問】

Q1：就労証明書（添付書類）は家族全員分が必要ですか？

A1：就労証明書（添付書類）は保護者の分のみご用意ください。具体的には、父・母等の分の書類が必要であり、同居の祖父母や就労している兄姉の分については不要です。

Q2：自営業の場合、就労証明書はどう書けばいいのですか？

A2：事業代表者（中心者）の方が証明してください。なお、法人登記されていない場合は、事業代表者（中心者）の印を押印してください。

Q3：内職の場合、就労証明書はどう書けばいいのですか？

A3：就労時間、及び就労日数につきましては就労者本人しか証明できない場合は本人により記入してください。（事業所印がない場合、証明書は無効とします。）

Q4：求職中の場合は、どれくらいの期間入所できますか？

A4：2か月の利用となります。入所期間が切れる月の10日までに、就労した場合には、入所申請書④と就労証明書を提出してください。また、求職活動を継続している場合には、入所申請書④と求職活動申告書を再提出してください。なお、入所期間が切れる月の10日までに申請がない場合は、利用を中止させていただきます。

Q5：就労先は決まっているがこれから就労する場合や就労して間もない場合など、就労実績が就労の入所基準を満たしていない場合は、どれくらいの期間入所できますか？

A5：2か月の利用となります。入所期間が切れる月の10日までに、入所申請書④と就労証明書を再提出してください。なお、入所期間が切れる月の10日までに申請がない場合は、利用を中止させていただきます。

Q6：ダブルワークをしています。

A6：複数か所で就労している場合は、全ての就労先の就労証明書が必要です。就労日数は合算して計算されます。

(3) 申請書の書き方

(宛先)野田市長

令和 年 月 日

申請書の提出日を記入。

住 所

保護者 氏 名

電 話 番 号

に入所を希望する学童名を記入。

学童保育所に入所したいので、次のとおり申請します。

入所を希望する児童	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	
	学 校 名	
入所を希望する理由		
入所を希望する期間	年 月 日 から	年 月 日まで

希望する理由を具体的に記入。

(例)・両親が働いており、放課後保育ができない。

- ・父親が就労し、母親が看護学校に通いながら病院で実習も行っており、下校後子どもを保育することができない。
- ・〇〇月△△日に出産予定であり、放課後保育ができなくなるため。
- ・父親は就労し、母親が病気で入院しているため、放課後保育することができない。
- ・父親は就労しており、同居の祖母が寝たきりで、母親が祖母の介護をしているため、放課後の保育が難しいため。

学童は1年度ごとの更新となります。

満期入所を希望する方は、「令和4年3月31日」までと記入してください。

区分	氏 名	児童と続		
児童の世帯員				

入所する児童と同居しているご家族全員について記入。

- ・児童から見た続柄を記入してください。

(例) 父、母、兄、姉、弟、妹、祖父、祖母 等

- ・つながりやすい連絡先の記入をお願いします。

(4) 入所決定について

審査が終了しましたら、入所承認・不承認決定通知をお届けします

- ・新規入所者（4月）→3月上旬発送します。（予定）
- ・継続入所者（4月）→3月上旬に利用中の学童の指導員を通じてお渡しします。
- ・5月以降の入所者→入所前月の原則20日までに発送します。

新規入所のみ

入所前に学童で面談を行います

参加者：保護者、入所児童、学童指導員

入所承認・決定通知が届きましたら、面談の日程調整をするため、入所先の学童に連絡してください。

面談時に提出するもの

（入所承認・決定通知同封）

- ・家庭状況申告書
 - ・口座振替依頼書
 - ・保険料（400円）
- ※4月入所者は、4月1日以降に指導員に渡してください。

【ご注意】

- ・4月入所の新1年生は、申込み状況により入所する学童を抽選により決めさせていただく場合があります。5ページからの「新1年生の入所について（抽選会のお知らせ）」をご覧ください。

【保険料について】

児童の保育中に被る傷害等に対して、傷害保険・賠償責任保険に加入していただきます。

《補償内容》 通院：1,500円/日 入院：4,000円/日 死亡：2,000万/日

【転校する場合】

- ・野田市内の小学校に転校→移籍の手続が必要となります。すみやかに児童家庭課にご連絡ください。
- ・野田市外の小学校に転校→学童利用前は辞退、利用中の場合は退所の申込みが必要です。すみやかに児童家庭課にご連絡ください。

(5) 学童を辞退・退所する

【学童を利用する前の方(辞退)】

入所を取消す手続が必要となります。

入所決定月の前月の末日までに、辞退届を児童家庭課または、入所決定した学童に提出してください。

【学童を利用している方(退所)】

退所の手続が必要となります。

学童を退所する前月の末日までに、退所届を児童家庭課または、利用している学童に提出してください。

なお、再度利用を希望する場合は、再申請が必要となります。

II. 新1年生の入所

(1) 新1年生の入所について(抽選会のお知らせ)

【過密化学童保育所の改善について】

学童における保育面積は、国の「放課後児童クラブ運営指針」において、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とされています。

複数の学童がある小学校区において、学童へ入所している児童数に偏りがあり、全体の保育面積は足りているものの、一部、国の基準を満たしていない過密化となっている学童の保育環境を改善するため、申込み状況により過密化が懸念される(混雑しそうな)場合は、新1年生を対象に、各学童の面積に基づき、抽選による振分けを行います。

【抽選の対象となる児童】

- ・ 複数の学童が設置されている小学校に入学する方で、申込み状況により、希望先学童が混雑しそうな場合。
- ※抽選により希望する学童に入所できなかった場合は、同じ小学校区内の空いている学童へのご案内となります。
(待機児童になることはありません。)

複数の学童が設置されている小学校区

中央・柳沢・清水台・南部・岩木・宮崎・山崎・七光台・尾崎・関宿中央

【抽選の対象とならない児童】

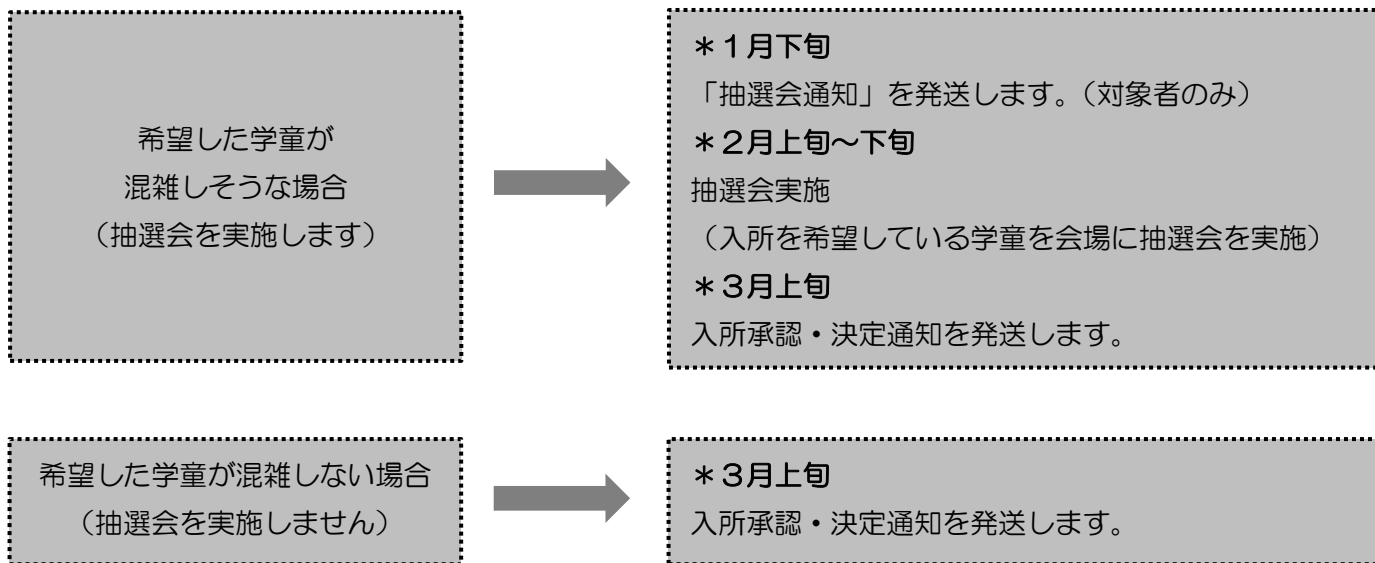
- ・ 兄や姉がすでに入所されていて、同じ学童に入所を希望する場合。
- ・ 児童に障がい、疾病等があり、特別な配慮が必要と認められる児童。
- ・ 学童が1か所しかない小学校に入学する方。

学童が1か所しかない小学校区

東部・川間・福田第一・二ツ塚・北部・みずき・福田第二・木間ヶ瀬・二川・関宿



【抽選の実施スケジュール】



《振分ける人数》

各学童の面積に基づいて、入所申込みをしている新1年生の人数を案分します。
案分で求めた人数以上の申込みがあった学童について、申込み人数との差を振分けます。



《振分けの方法》

振分けは、公平な抽選により実施させていただきます。

※兄や姉と同じ学童保育所に入所を希望する場合は、振分け対象としないことから、兄弟姉妹で入所となる新1年生で案分した数を上回る場合は、抽選することなく振分けることになります。

《振分けのイメージ(例)》

- 1年生の申込状況：第一学童に5人、第二学童に25人で合計30人
- 各学童の保育面積の割合（第一学童64㎡で40%、第二学童96㎡で60%）に基づく人数
第一学童12人（30人×40%=12人）、第二学童18人（30人×60%=18人）
- 振分ける人数：第二学童を希望する人数25人－案分による人数18人＝7人

学童名	保育面積	1.65 換算 人数	入所申込状況		振分け後の状況		
			入所申込 児童数	1人当たり 保育面積	入所決定 児童数	1人当たり 保育面積	増減
第一	64㎡	38人	21人(5)	3.04㎡	28人 (12)	2.29㎡	7人
第二	96㎡	58人	75人(25)	1.16㎡	68人 (18)	1.41㎡	▲7人
計	160㎡	96人	96人(30)	1.68㎡	96人 (30)	1.68㎡	±0

() 内は1年生の人数

Ⅲ. 保育料の減免

(1) 令和3年度学童保育料の減免

対象となる方は、下記を参照の上、減免申請書等を以下の期日までに提出してください。

- ・ 保育料の減免申請は毎年申請が必要となります。自動更新されません。
 - ・ 減免の基準に該当されていても申請書の提出がない場合は、月額 9,600 円の保育料を請求いたします。
 - ・ 減免を受けたい前月の10日までに申請書を提出してください。(遡って減額はできません。)
- ※「減免申請の例外」として4月1日入所申請に限り3月31日までの提出となります。

【提出期限】

4月入所	令和3年3月31日（水）まで
5月～3月入所	減免を受けたい月の前月の10日まで（入所申請書と同時に提出）

【減免対象となる世帯、添付資料及び減免後の保育料】

階層	減免対象となる世帯	添付資料	第1子	第2子以降
A	生活保護世帯	生活保護受給証明書	0円	0円
	令和2年分の所得税が非課税であり、かつ令和2年度の市民税が非課税の世帯	令和2年度の市県民税非課税証明書 令和2年分の所得税額がわかるもの～以下より1つ選択～ ・ 令和2年分源泉徴収票 ・ 令和2年分確定申告書（控）（第1・2表） ・ 令和3年度市県民税申告書（控）	0円	0円
B	令和2年分の所得税は非課税であるが、令和2年度の市民税が課税されている世帯	令和2年分の所得税額がわかるもの～以下より1つ選択～ ・ 令和2年分源泉徴収票 ・ 令和2年分確定申告書（控）（第1・2表） ・ 令和3年度市県民税申告書（控）	3,800円	3,000円
C	令和2年分の所得税が課税されている方で、所得税額が9,400円未満の世帯	令和2年分の所得税額がわかるもの～以下より1つ選択～ ・ 令和2年分源泉徴収票 ・ 令和2年分確定申告書（控）（第1・2表） ・ 令和3年度市県民税申告書（控）	7,600円	6,000円
D	令和2年分の所得税額が9,400円以上の世帯（兄弟で入所する方）	添付資料はありません。	—	7,600円

※保育料を認定する際の所得税額計算に、住宅取得控除・配当控除・外国税額控除の規定は適用されません。

※表中の「減免対象となる世帯」における所得税額とは、再計算された税制改正前の旧所得税額のことを指しています。（9ページの【保育料減免範囲の所得税額であるかの再計算】を参照）

☆生活保護世帯の方

- ・申請することで保育料が9,600円から0円に減額。

《用意するもの》

減免申請書⑤



生活保護受給証明書
(市役所1階の生活支援課で発行)



必要事項を記入し
「提出期限」までに提出。

- * 提出先
- ・野田市役所 (児童家庭課)

☆世帯収入が少ない方

- ・申請し、7ページの【減免対象となる世帯、添付資料及び減免後の保育料】の表に該当する場合、保育料が減額されます。

《用意するもの》

減免申請書⑤



添付書類 (コピー可)

- ・7ページの【減免対象となる世帯、添付資料及び減免後の保育料】に該当するものを選択
- ・世帯員全員分必要です。



必要事項を記入し
「提出期限」までに提出。

- * 提出先
- ・野田市役所 (児童家庭課)

◎令和2年度分の市県民税非課税証明書

令和2年1月1日に野田市内に住んでいた方については、野田市保有の公簿等による確認に同意していただける場合は、市県民税非課税証明書の添付を省略することができます。

令和2年1月1日に野田市外に住んでいた方については、その市区町村の「令和2年度市県民税非課税証明書」を提出してください。

☆兄弟で学童に入所している方 (第二子以降が対象)

- ・所得に関係なく、申請することで保育料が9,600円から7,600円に減額。
- (第一子は減免対象外のため不要)

《用意するもの》

減免申請書⑤



必要事項を記入し
「提出期限」までに提出。

- * 提出先
- ・野田市役所 (児童家庭課)
 - ・関宿支所
 - ・各出張所 (中央・南・北)
 - ・学童保育所 (継続者のみ)

【保育料減免範囲の所得税額であるかの再計算】

平成 22 年度の税制改正で、平成 23 年分所得税から年少扶養控除及び 16～18 歳の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。これにより、所得税額が増加し、減免対象税額を上回ることが考えられます。

このため市では、控除廃止により「学童保育料が減免される範囲外の所得税額」とならないよう、国が示した計算方式を用いて、控除廃止前の旧所得税額を算出し、減免される範囲の税額であるかを判断しています。

$$\begin{aligned} & (\text{所得金額} - \text{所得控除の額} - (0 \sim 15 \text{ 歳の扶養人数} \times 38 \text{ 万円} + 16 \sim 18 \text{ 歳の扶養人数} \times 25 \text{ 万円})) \\ & \times \text{適用税率} (\text{※適用税率を掛ける前の金額が } 195 \text{ 万円以下の場合} \text{は } 5\%) = \text{所得税額} \end{aligned}$$

【ひとり親控除について】

令和 2 年度の税法改正により、婚姻歴の有無や性別に関らず、生計を同一にする子を持つひとり親を対象に「ひとり親控除」(所得制限あり)が新設され未婚のひとり親も対象となりましたが、学童保育料減免の算定においては、これまでも未婚のひとり親家庭への支援として「寡婦(寡夫)控除のみなし適用」をしていますので、税制改正に伴う控除額に変更はありません。

詳細については、児童家庭課にお問い合わせください。

【自分が減免対象になるかわからない方】

児童のいる世帯全員分の所得税額がわかる書類(源泉徴収票又は確定申告書等の写し)を持参のうえ、児童家庭課までご相談ください。

※保育料の減免のみに使用します。実際の所得税額に影響を及ぼすものではありません。



(2) 減免申請書の書き方

第 6 号様式(第 10 条第 5 項)

野田市留守家庭学童保育所保育料減免申請書

(宛先)野田市長

申請書の提出日を記入。

令和 年 月 日

住所

保護者

氏名

学童保育所の保育料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

入所児童の氏名		該当する番号に○をつけてください。
減免を受けたい期間	令和 年 月	
減免の理由		
1 生活保護法の規定による被保護世帯又は前年度分の市町村民税非課税世帯		
2 前年分の所得税非課税世帯		
3 前年分の所得税額が 9,400 円未満の世帯		
4 1 から 3 までに掲げる世帯以外の世帯であって入所児童が 2 人以上のもの		
5 その他()		
上記減免の理由について、野田市保有の公簿等により市の職員が確認することに同意します。		
		氏名 ㊟
		氏名 ㊟
		氏名 ㊟

兄弟減免の方は「4」に○をつけてください。

注

- 1 減免の理由は、該当する番号を○で囲んでください。
- 2 同意があり公簿等による確認ができるときは、添付書類を省略することができます。

同意欄になります。

減免審査を受ける際、世帯員の住民票、課税状況等を職員が調べることに同意いただける場合は、保護者の氏名を記載し、押印をお願いします。

同意いただけない場合は、住民票等を実費負担で取得し、添付してください。

IV. その他

(1) 学童の概要(保育料・スケジュールなど)

【開所時間】

- ・学校登校日(平日・土曜授業日) 下校時から19:00まで
- ・学校休業日(土曜休校日・長期休校期間等) 8:00から19:00まで

【保育料】

学童保育所の保育料は、児童1人につき月額9,600円(おやつ代含む)です。
納付の方法は、口座振替をお願いしています。
※未納が生じた場合、退所していただく場合がございます。
※保育料の減免は7～10ページ参照。



【休所日】

日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

【学童保育所の主なスケジュール】 ※行事や児童の下校時刻等によって、時間は異なります。

(1) 学校登校日の場合

時間	活動内容
下校時刻～15:30	登所、宿題、遊び
15:30～17:00	おやつ、片付け、掃除
～19:00	遊びながらお迎えを待つ

(2) 学校休業日の場合

時間	活動内容
8:00～9:00	登所
9:00～12:00	学習、遊び、制作等
12:00～13:00	昼食(お弁当)
13:00～14:00	リラックスタイム
14:00～15:00	遊び
15:00～17:00	おやつ、片付け、掃除
～19:00	遊びながらお迎えを待つ

(2) 児童の送迎について

児童の安全確保のため、児童の送迎は原則として保護者又は保護者から事前に申し出いただいた「送迎者」によりお願いしています。なお、家庭状況申告書裏面の登所方法欄の児童のみの登所について保護者の同意があり、やむを得ないと判断できる場合は、児童のみの登所を認めています。

ひとり登所	保護者が自宅から学童まで児童のお見送りが困難な場合、登録することで児童のみでの登所が可能となります。	入所決定通知書に同封されている、家庭状況申告書(裏面)を学童に提出。
送迎者の登録	保護者の代わりに児童の送迎を行う方を「送迎者」として登録していただきます。入所決定後、学童の指導員にお申出ください。	送迎者届を学童に提出。 申込書は学童に用意があります。

(3) 市内学童保育所一覧

小学校区	名称	定員	所在地	電話番号
中央	野田学童保育所	95	野田 535-2 (中央小敷地内)	7122-6377
	野田第二学童保育所	111	野田 611 (中央小内)	7123-2752
柳沢	柳沢学童保育所	38	柳沢 139 (柳沢小内)	7122-1361
	柳沢第二学童保育所	38	柳沢 139 (柳沢小内)	7125-8671
清水台	清水学童保育所	45	清水 773 (清水台小敷地内)	7125-1672
	清水第二学童保育所	96	清水 773 (清水台小内)	7123-4780
南部	南部学童保育所	38	山崎 1736 (うめさと子ども館に併設)	7123-3144
	南部第二学童保育所	40	山崎 1249-25 (西大和田公園南西側)	7126-5714
	南部第三学童保育所	40	山崎 1249-40 (西大和田公園南西側)	7126-5716
東部	東部学童保育所	45	鶴奉 269-1 (補修事務所北側)	7122-2416
川間	川間学童保育所	45	中里 556-9 (川間公民館西側)	7129-5687
福田第一	福田学童保育所	45	木野崎 1654-39 (福田保育所北側)	7138-2372
岩木	岩木学童保育所	54	岩名二丁目 10-17 (岩木小西側)	7129-7503
	岩木第二学童保育所	116	岩名二丁目 12-1 (岩木小内)	7127-2173
宮崎	宮崎学童保育所	45	宮崎 62-5 (宮崎小北側)	7124-9105
	宮崎第二学童保育所	47	宮崎 55 (宮崎小敷地内)	7121-1580
	宮崎第三学童保育所	39	宮崎 55 (宮崎小内)	7123-3161
山崎	山崎学童保育所	41	山崎 2742-5 (山崎子ども館に併設)	7121-4030
	山崎第二学童保育所	38	山崎 2733 (山崎小内)	7125-2563
七光台	七光台学童保育所	42	七光台 126-2 (七光台子ども館に併設)	7127-4808
	七光台第二学童保育所	58	七光台 20-1 (七光台小内)	7128-1330
尾崎	尾崎学童保育所	38	尾崎 1415 (尾崎小内)	7127-1761
	尾崎第二学童保育所	38	尾崎 1415 (尾崎小内)	7129-8676
二ツ塚	二ツ塚学童保育所	49	二ツ塚 488 (二ツ塚小南側)	7123-1717
北部	北部学童保育所	106	谷津 22-1 (北部小北側)	7125-5334
みずき	みずき学童保育所	105	みずき三丁目 2-3 (みずき小敷地内)	7125-4451
福田第二	三ヶ尾学童保育所	46	西三ヶ尾 988 (福田第二小敷地内)	7138-1213
木間ヶ瀬	木間ヶ瀬学童保育所	38	木間ヶ瀬 3640 (木間ヶ瀬小内)	7198-7271
二川	二川学童保育所	79	桐ヶ作 464 (二川小内)	7196-3779
関宿中央	関宿中央学童保育所	40	東宝珠花 234-1 (関宿中央小内)	7198-8270
	関宿中央第二学童保育所	40	東宝珠花 234-1 (関宿中央小内)	7120-4180
関宿	関宿学童保育所	40	関宿台町 171 (関宿小内)	7196-5535

◎社会福祉法人野田市社会福祉協議会に運営を委託 (公設民営)

南部・北部・みずき・三ヶ尾・関宿・野田第二・柳沢第二・清水第二・岩木第二
山崎第二・七光台第二・尾崎第二・関宿中央第二・宮崎第二・宮崎第三学童保育所

◎株式会社日本保育サービスに運営を委託 (公設民営)

二川学童保育所

◎社会福祉法人すくすくどろんこの会に運営を委託 (民設民営)

南部第二・南部第三学童保育所

